

瑞浪市市民まちづくり会議設置条例（案）

追加資料 2

（設置）

第 1 条 瑞浪市まちづくり基本条例（平成 27 年条例第〇号。以下「基本条例」という。）第 20 条の規定により瑞浪市市民まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じ、まちづくりの推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

2 会議は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができるものとする。

- （1） 基本条例の運用に関すること。
- （2） 基本条例の啓発に関すること。
- （3） 基本条例の施行によるまちづくりの推進の検証に関すること。
- （4） 会議の在り方に関すること。

（組織）

第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市内の民間団体から推薦された者
- （3） 公募による市民

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を統括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要のあると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、基本条例附則に掲げる規定の施行日から施行する。
(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 55 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「まちづくり条例審議会委員」を「まちづくり条例審議会委員 市民まちづくり会議委員」とする。

(この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期)

3 この条例の施行の後最初に委嘱される委員のうち、その半数の者で市長が指定する者の任期は、第 4 条第 1 項の規定に関わらず 1 年とする。